

E 外海地区

1) 地区の概要

大野教会、出津教会と旧出津救助院を核とし、これら周辺の集落などの景観を重点的に守り育てる地区です。

地区内の随所から得られる東シナ海の眺望は、季節と共に変化する優れた自然景観であるだけでなく、江戸時代の潜伏キリシタンがここから五島へと出発した歴史を想起させる景観でもあります。

2) 景観形成重点地区の範囲

本地区は、外海の文化的景観の核となる重要な地域です。大野教会、出津教会や牧野の集落景観など、人々の生活の中で積み重ねられていった歴史や文化が特徴的なまちなみを形作り、これを活かした景観まちづくりを進めることが重要となります。そこで、図3-7に示す範囲を景観形成重点地区として指定します。

3) 景観の形成に関する方針

本地区は、長崎市の中でも景観的特徴の顕著な地域であり、新しい時代にあった長崎市の魅力形成において重要な地区です。

長年培われた自然と文化の特徴を守り育て、次世代に受け継ぐために、教会やその周辺の集落景観を守り育てる活動を地域と行政が連携して推進し、地域生活を豊かにするとともに、本地区を訪れる交流人口の増加に役立てることを目指します。

以下に外海地区の景観の形成に関する方針を示します。

<景観の形成に関する方針>

- 落ち着きのある家並みのたたずまいを守り育てる。
- 斜面地形の特徴を守り育てる。
- 身近な環境の緑を保全し、緑化を進める。
- 海岸や山林等の自然景観を保全する。
- 眺望景観を守り育てる。

4) ゾーン等の設定と景観の形成に関する方針

(1) ゾーン等の設定

ゾーニングは、地域のランドマークである教会を中心とした集落を単位として地区を設定するものです。本地区のゾーン設定にあたっては、地区の景観の規定要素と今後のまちづくりの方向性を加味しながら、周辺の集落を含めた一定のまとまりをもって今後の景観形成が実践されていく地区を絞っていきます。

区域及びゾーンの範囲



図3-7 景観形成重点地区「外海地区」の区域

(2)ゾーン毎の特徴

名称	特徴
①大野ゾーン	地域を代表するランドマークである大野教会や角力灘の眺望景観が特徴的である。
②出津・牧野ゾーン	ド・ロ神父ゆかりの出津教会や旧出津救助院など歴史的な建造物が、地域の景観を特徴づけている。また、温じゃく石を使った石積みの家屋や道路・墓地などが残されていることも特徴的である。
③赤首ゾーン	大野、出津・牧野ゾーンと共通した石垣や石積みが残されていることや、角力灘の眺望景観が特徴的である。
④神浦ゾーン	歴史的価値を有する潜伏キリシタン墓地が存在することや、大野ゾーンと一体となった角力灘の眺望景観が特徴的である。

(3)ゾーン毎の景観形成に関する方針

各地区の景観の形成に関する方針は以下の通りである。

名称	景観の形成に関する方針
①大野ゾーン	大野教会周辺から角力灘への眺望の保全を図るとともに、地区の原風景である農村景観の再生を図る。
②出津・牧野ゾーン	出津教会や旧出津救助院などの歴史的な建造物や温じゃく石を使った石垣や石積みの保全を図るとともに、地区の原風景である農村景観の再生を図る。
③赤首ゾーン	地区内に残る、温じゃく石を使った石垣や石積みの保全を図るとともに、角力灘への眺望の保全を図る。
④神浦ゾーン	潜伏キリシタン墓地など歴史的景観の保全を図るとともに、角力灘への眺望の保全を図る。

5) 景観形成基準

(1) 基本的な考え方

景観形成基準の設定あたり、以下のように各地区の基本的な考え方を整理します。

地区	基本的な考え方
共通（全体）	<ul style="list-style-type: none">・ 集落のたたずまいを継承するため、基本的には現在の土地利用形態を継承する。・ 伝統的建築や工作物は、なるべく壊さずに改修して活用する。改修にあたっては、外観には極力、温じやくや木材等の自然素材を用いる。・ 建築設備等は常に望見されることを意識し、できる限り屋上に設置しない。・ 駐車場は、位置や意匠に配慮する。・ 豊かな緑を確保するために、樹木の保全を図る。・ 自動販売機は、周囲の景観に調和させる。
①大野ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・ 大野教会周辺から角力灘への眺望景観を保全するために、建築物や工作物の高さに配慮する。
②出津・牧野ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・ 出津教会や旧出津救助院などの歴史的な建造物と調和した集落景観を保全するために、建築物や工作物の高さに配慮する。
③赤首ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・ 大野、出津・牧野ゾーンと連続した集落景観と角力灘への眺望景観を保全するために、建築物や工作物の高さに配慮する。
④神浦ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・ 歴史的な遺構などと調和した集落景観と、角力灘への眺望景観を保全するために、建築物や工作物の高さに配慮する。

(2) 景観形成基準（地区共通）

基本的な考え方を踏まえ、以下（表3-10）のように景観形成基準を設定します。

表3-10 外海地区における景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準																												
陸域	<ul style="list-style-type: none"> 建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	<p>高さ</p> <ul style="list-style-type: none"> 高さは10m以下とする。 																												
		<p>形態・意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> 外壁や塀、石垣などに、地域の素材を活かした技法を用いたものについては、極力活用する。 建築物の屋根は、原則として2方向以上の傾斜屋根とする。屋根の勾配は、10分の3以上とする。 道路に面し、駐車場等の開放された空気を設ける場合は、周囲の景観に調和した門、塀又は生垣等を設置する。 高架水槽、空調屋外機等建築物の付帯設備は、道路等から望見される場所（屋上を含む）に設置しない。やむを得ず設置する場合は遮へいし、周辺の景観に調和するものとする。 自動販売機は、建物等の中に組み込むか、又は、周辺景観と調和する意匠、形態、色彩とする。 																												
	<p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> 基調となる色彩はマンセル表色系において、以下のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td colspan="3">(1) 建築物の屋根</td> </tr> <tr> <td>色相</td> <td>明度</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>YR～G系</td> <td>2.5以上～5.0以下</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>2.5以上～5.0以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2) 建築物の壁面、工作物</td> </tr> <tr> <td>色相</td> <td>明度</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>R系、GY系、BG系、B系、PB系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>YR系、Y系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系、P系、RP系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>0.5以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。 石材、れんが等の素材の色及びアクセントカラー（外壁の各方面の見付け面積の各10%以内とする） 周辺景観への影響がないと市長が認めるもの 	(1) 建築物の屋根			色相	明度	彩度	YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下	N系	2.5以上～5.0以下		(2) 建築物の壁面、工作物			色相	明度	彩度	R系、GY系、BG系、B系、PB系	4.0以上～9.0以下	1.0以下	YR系、Y系	4.0以上～9.0以下	2.0以下	G系、P系、RP系	4.0以上～9.0以下	0.5以下	N系	4.0以上～9.0以下
(1) 建築物の屋根																														
色相	明度	彩度																												
YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下																												
N系	2.5以上～5.0以下																													
(2) 建築物の壁面、工作物																														
色相	明度	彩度																												
R系、GY系、BG系、B系、PB系	4.0以上～9.0以下	1.0以下																												
YR系、Y系	4.0以上～9.0以下	2.0以下																												
G系、P系、RP系	4.0以上～9.0以下	0.5以下																												
N系	4.0以上～9.0以下																													
	<p>敷地の緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地内は、できるだけ緑化する。 																													
	<p>土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更行為</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな法面、擁壁の造成は極力行わない。やむを得ず行う場合は、次によること。 ■歴史及び自然景観について十分な景観配慮を行うこと。 ■集落景観の背景となる斜面緑地については、周辺の植生に配慮して緑化に努める。 ■擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化等により、周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。 土石の採取または鉱物の掘削にあたっては、次のことに留意する。 ■道路等から見て目立つ場所では行わない。 ■周辺の植生と調和した緑化等による遮蔽を行う。 ■周辺の植生と調和した自然回復をする修景緑化を行う。 																													
海域	<ul style="list-style-type: none"> 陸から角力灘に向けた眺望に配慮すること。 																													

基礎資料

I マンセル表色系について

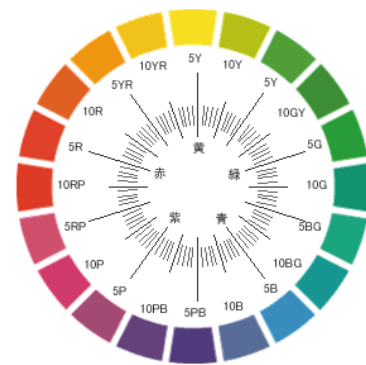
■ マンセル表色系のしくみ

発注者や設計者、施工者などが同じ色彩を共有できるように、日本工業規格（JIS）にも採用されているマンセル表色系を基礎としたカラーシステムによって表わしています。マンセル表色系では、「色相（Hue）」、「明度（Value）」、「彩度（Chroma）」の3つの属性の組み合わせによってひとつの色彩を表わします。

【色相】 色味の違いを色相として表わします。色相は、R（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）、GY（黄緑）、G（緑）、BG（青緑）、B（青）、PB（青紫）、P（紫）、RP（赤紫）の10色相の頭文字と、その変化を表わす0から10までの数字を組み合わせて用います。

【明度】 色彩の明るさの度合いを明度として表わします。0から10までの数字を用い、明るい色彩ほど数字が大きくなります。無彩色はN5.5などのように最初にニュートラルの意味を表わすNをつけて明るさの度合いだけで色彩を表わします。

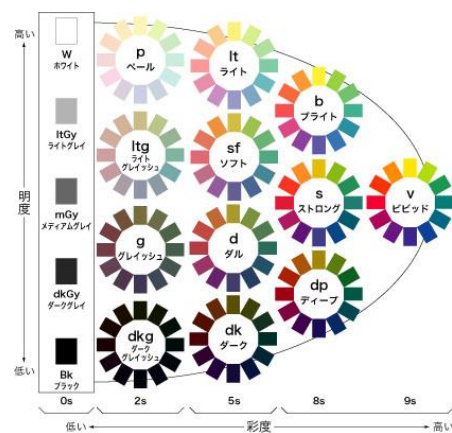
【彩度】 色彩の鮮やかさの度合いを彩度として表わします。鮮やかな色彩ほど数値が大きくなりますが、最大の数値は色相によって異なります。



マンセル色相環

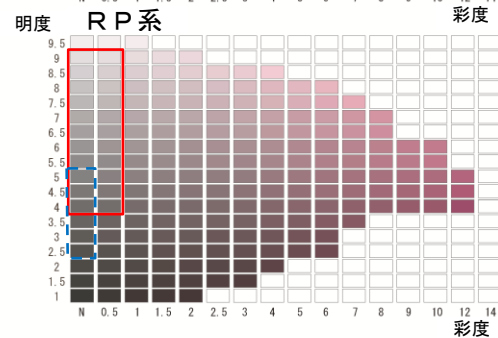
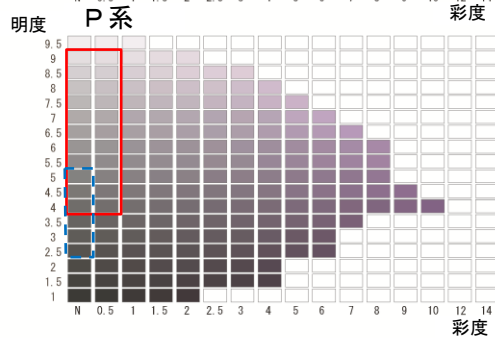
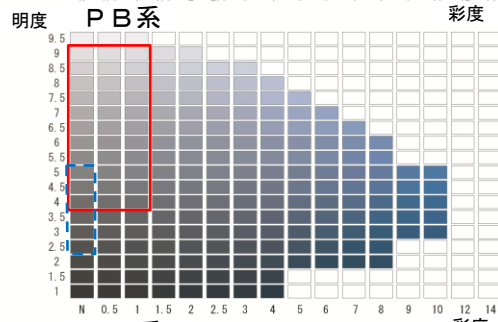
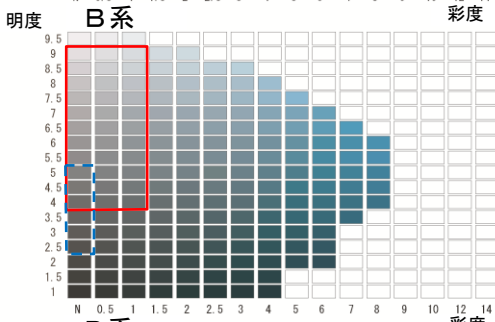
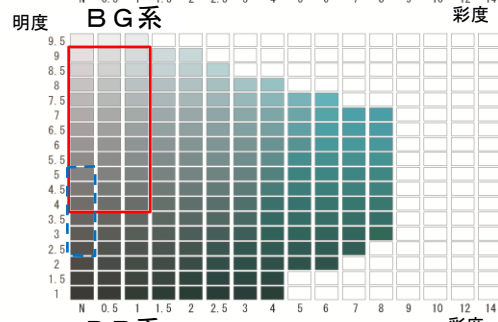
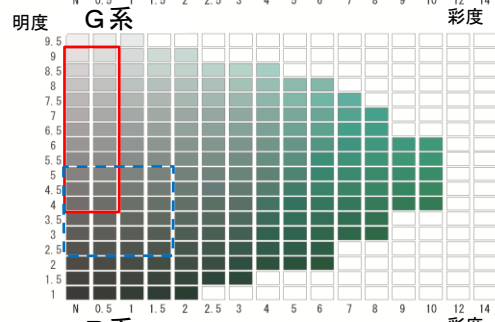
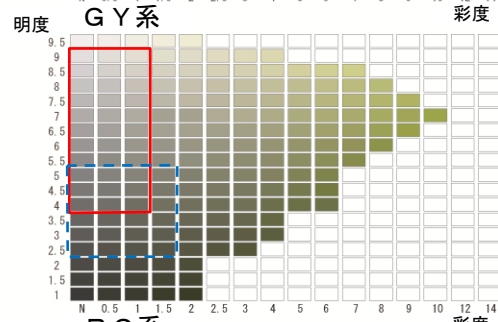
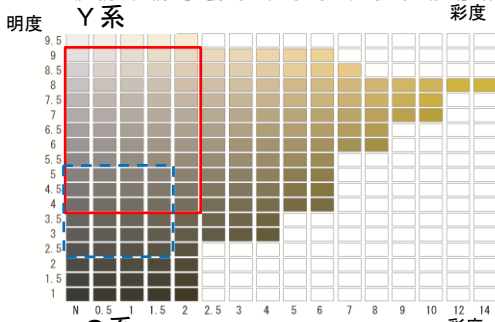
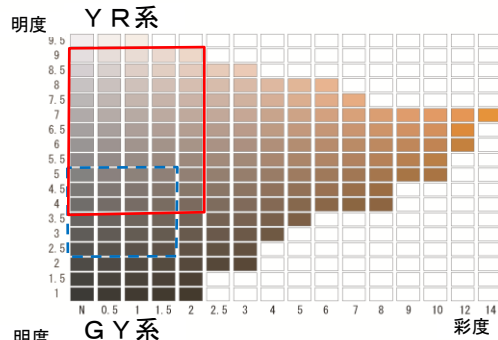
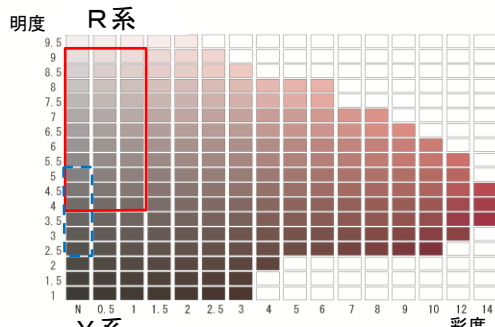
マンセル記号の表わし方と読み方
5R 4 / 14
色相 明度 彩度
(5アール、4の14)と読む

【トーン】 色彩の三属性のうち、明度と彩度を組み合わせたものをトーンと呼びます。トーンは色の調子、色調などと呼ばれ、色の強弱や軽重、濃淡など、色を与える印象と深く関わっています。



PCCS トーン分類

⑤外海地区



外壁 屋根